

千葉県告示第5号

地方自治法第231条の2の2の規定により、使用料の指定納付受託納付者を次のとおり指定したので、同条の2の3の2の規定により告示します。

令和5年1月6日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 相手先  
東京都品川区大崎1丁目11番2号  
アソビュー株式会社  
代表取締役 CEO 山野 智久
- 2 施設名  
千葉県動物公園
- 3 履行期間  
令和5年1年6日から令和5年3月31日まで